

諸井勝之助先生 ご経歴およびLEC会計大学院における事績



2008年9月LEC会計大学院にて

1924年2月3日生まれ

2018年1月5日ご逝去

- ご経歴：
- 1950年 東京大学経済学部 助教授
 - 1963年 東京大学経済学部 教授 (1984年退官)
 - 1984年 新潟大学経済学部 教授 (1986年退官)
 - 1984年 東京大学名誉教授
 - 1986年 青山学院大学国際政治経済学部 教授 (1998年退官)
 - 1999年 青山学院大学名誉教授
 - 2000年 勲二等瑞宝章 受章
 - 2005年 LEC会計大学院 教授 (2010年まで)
「ファイナンスの全体構造」担当
 - 2005年 LEC会計大学院紀要 編集委員長 (2011年第9号発行まで)
 - 2007年 LEC会計大学院 研究科長 (2010年まで)
 - 2008年 株式会社東京リーガルマインド評議員 (2015年まで)
 - 2010年 LEC会計大学院 特任教授 (2011年まで)
「ファイナンスの全体構造」担当
 - 2011年 LEC会計大学院 学長顧問

<研究業績（LEC会計大学院）>

◇論文◇

- 「企業会計制度対策調査会と会計基準法構想」（2006年6月 LEC会計大学院紀要第1号）
「わが国原価計算制度の変遷（前編）」（2007年10月 LEC会計大学院紀要第3号）
「現代ファイナンス理論の系譜」（2008年5月 LEC会計大学院紀要第4号）
「わが国原価計算制度の変遷（中編）」（2009年3月 LEC会計大学院紀要第5号）
「わが国原価計算制度の変遷（後編）」（2009年12月 LEC会計大学院紀要第6号）
「原価計算基準」制定50年」（2012年12月 LEC会計大学院紀要第10号）

◇研究ノート◇

- 「レバレッジについて—理論と実際—」（2010年7月 LEC会計大学院紀要第7号）
「MM理論について—レバレッジと企業価値—」（2011年12月 LEC会計大学院紀要第9号）

◇良書紹介◇

- 『国際ビジネスファイナンス』（2012年12月 LEC会計大学院紀要第10号）

◇座談会◇

- 「ファイナンス研究の思い出」（2008年5月 LEC会計大学院紀要第4号）
諸井勝之助・廿日出芳郎（武蔵大学名誉教授）・斎藤進（上智大学教授）
「LEC会計大学院で学んで—LEC会計大学院在学生との座談会—」（2009年3月 LEC会計大学院紀要第5号）
諸井勝之助・山本宣明・本学在学生4名
「LEC会計大学院で学んで—現役税理士が語るその魅力と成果—」（2010年7月 LEC会計大学院紀要第7号）
諸井勝之助・若杉明・山本宣明・本学修了生税理士4名

<研究活動（『原価計算基準』を考える会）>

[会員]（所属・肩書は活動当時のもの）

（本学教員）

学長顧問 諸井勝之助

教授 山本宣明

客員教授・公認会計士 林總

准教授・公認会計士 篠宮雅明

(外部識者)

一橋大学大学院商学研究科

教授 尾畑裕

日本大学大学院商学研究科

教授 高橋史安

早稲田大学大学院会計研究科

教授 清水孝

防衛装備庁調達事業部

防衛事務官 本間正人

[研究会開催実績]

第1回 2013年12月25日 於) 東京大学経済学部名誉教授室

第2回 2014年3月31日 於) 同上

第3回 2014年4月15日 於) 同上

第4回 2014年5月27日 於) 同上

第5回 2014年6月24日 於) 同上

第6回 2014年7月29日 於) 同上

第7回 2014年8月22日 於) L E C 会計大学院共同研究室

第8回 2014年10月4日 於) 同上

第9回 2014年11月3日 於) 同上

第10回 2014年12月29日 於) 同上

第11回 2015年2月22日 於) 同上

第12回 2015年3月21日 於) 同上

第13回 2015年4月12日 於) 同上

第14回 2015年5月24日 於) 同上

第15回 2015年8月21日 於) 学士会館

[研究会の成果]

「原価計算基準」を考える会提案書

研究会の成果として取りまとめた「原価計算基準」を考える会提案書を、次ページに収録します。研究会の成果は提案書を中心に、「原価計算基準」を考える会メンバーの論文や歴史的資料を収める書籍として刊行が予定されています。

以上

「原価計算基準」を考える会提案書

2015年9月11日
「原価計算基準」を考える会

1. はじめに

「原価計算基準」が制定されて50年以上が経過した。「原価計算基準」が制定された1962（昭和37）年当時と今日では、産業構造、製造環境、IT環境、会計制度に大きな変化があった。それにもかかわらず、その間「原価計算基準」は一度も改訂されていない。「原価計算基準」が現在果たしている役割、「原価計算基準」が監査の現場、教育、各種試験などにどのような影響をおよぼしているのかを検討したうえで、問題点を整理し、「原価計算基準」を今後どのようにすべきかについて、『原価計算基準』を考える会』は検討を重ねてきた。この文書は、その検討をふまえて提案を行うものである。

2. 「原価計算基準」の成立経緯

「原価計算基準」は、大蔵省企業会計審議会の第4部会によって1962（昭和37）年11月に制定された。第4部会が「原価計算基準」の草案づくりを始めたのは審議会がまだ経済安定本部にあった1950（昭和25）年12月のことであるから、実に12年もの歳月をかけて「原価計算基準」は制定されたことになる。この12年の制定作業中には二つの重要な関門があった。第1の関門は、1953（昭和28）年3月31日開催の審議会である。

この日、第4部会研究会の研究成果である草案「原価計算基準及び手続要綱（案）」が審議されたが、この草案は審議会の承認を得られず、第4部会に差し戻される結果となった。その最大の理由は、「原価計算基準」の対象とすべきではない特殊原価調査が草案に含まれていたからである。この後、中西寅雄第4部会長はいたずらに革新性を追うこれまでの方針を改め、新時代に適った現実的な「原価計算基準」作成を目指して全力を傾注することになる。

「原価計算基準」制定の第2の関門は、1957（昭和32）年4月に意見聴取のため関係各方面に内示された「原価計算基準（仮案）」をめぐる審議である。「原価計算基準（仮案）」には二つの特色がある。その第1は、1948（昭和23）年制定の「物価庁要綱」の計算方式の少なからざる部分を取り入れていることであり、その第2は、管理会計的思考を大きく取り入れていることである。「原価計算基準（仮案）」は6章からなるが、その第3章・標準原価の計算はもとより、第4章・原価差額の算定と分析、および第6章・原価報告の二つの章にも管理会計的思考が濃厚に見られる。

「原価計算基準」の完成は「原価計算基準（仮案）」の5年後である。この5年間に「原価計算基準（仮案）」の不備は徹底して書き改められることになった。特に注目すべきは、原価計算制度には実際原価計算制度と標準原価計算制度があるとした上で両制度について明確な定義を下していること、ならびに、欠陥の多かった「原価計算基準（仮案）」の標準原価の計

算が全面的に書き改められたことである。また、要素別計算を改めて費目別計算としたことも特記されねばならない。

以上のほか注目すべきは、「原価計算基準（仮案）」に顕著だった管理会計的規定のうち、啓蒙性の強い部分が削除されたことである。「原価計算基準（仮案）」の第6章・原価報告が削除されたのはそのためである。

こうして、5年間の徹底した思索と再検討を経て、きわめて完成度の高い「原価計算基準」は成立することになった。

3. 「原価計算基準」をめぐる現状

1) 原価計算実務の現状と「原価計算基準」

「原価計算基準」は、企業が原価計算規定を作成する時点で、大きな影響を及ぼしていたと考えられる。しかし、規定の修正、あるいはERPシステムによる原価計算が行われるようになる段階で、その影響は薄れてきていると思われる。質問票調査およびヒアリング調査¹によって明らかになったことは、「原価計算基準」と原価計算実務との相違は、主として①「原価計算基準」の例外規定が実務の原則となっている、②「原価計算基準」には示されていない方法が採用されている、③「原価計算基準」の原則が実務では行われていない、という3点である。また、会計制度そのものの改正（後入先出法の利用中止など）が実務に影響しているという点もある。

①については、「原価計算基準」47(1)1では、原価差異の処理について原則として当年度の売上原価に賦課するとしてあるが、毎月末あるいは四半期末に売上原価と棚卸資産に配賦する企業が多いことがあげられる。②については、補助部門費を製造部門に配賦する場合の複数基準配賦法の採用企業がおよそ3割あったことなどがあげられる。③については、直接工の賃率計算を（一部あるいは全部）していない企業が37.5%ある。こうした事例は、製造環境の変化によって、賃率計算をする必要性がなくなったり実質的に不可能になったことを示している。

以上は、「原価計算基準」を基礎としながら、生産・経営環境の変化に伴い、企業がそれぞれの現状に適合するように原価計算実務を修正してきた結果であると考えられる。

他方、経営管理目的の原価計算については、実際原価計算によって原価管理を行っている企業も多く²、「現実的標準原価は、原価管理に最も適する」（「原価計算基準」4(1)2）とする「原価計算基準」の想定した前提に変容をきたしている。すなわち、工場の自動化、多品種少量生産、製品のライフサイクルの短縮化等にもなって、標準原価計算が適用される前提条件が揺らいでおり、このような環境下では、実際原価を正確に算定し、その時系列的趨勢分析を行う方が、より実践的で効果的な経営管理手法となっているのかもしれない。

2) 「原価計算基準」にたいする実務の期待

実務の側から「原価計算基準」の改訂を求める声は以前から存在していた。しかしながら、近年、実務側から「原価計算基準」の改訂への期待が小さくなっているという調査結果がでている。

1985年と2002年の調査によれば、いずれも「原価計算基準」を「改正すべきである」としている意見が圧倒的に多かったが（1985年調査65%、2002年調査：製造業74%、サービス業69%）、2012年の調査ではその割合が逆転し、製造業・サービス業のいずれの実務家も「原価計算基準」を「改正する必要がない」とする回答が60%近い割合に達している（2012年調査：製造業59%、サービス業56%）³。実務家に関する同様の結果は、清水孝他による2010年12月調査（以下、「清水他調査」と言う）でも得られている。

「清水他調査」によれば、なぜ「原価計算基準」の改正が必要ではないのかについて、「これは『基準』が網羅的に現状を説明できることを意味しているのではない。・・・単に不便を感じていないというだけのことである。」⁴として、現行「原価計算基準」への役割期待が薄らいでいることが明らかにされている。

3) 「原価計算基準」にたいする研究者の意見

「原価計算基準」には、さらに経営管理的要素をいれるべしという主張は以前からあった。日本原価計算研究学会は、1976（昭和51）年12月、大蔵省証券局長宛に『「原価計算基準」に対する要望書』を提出したが、そのなかで、「わが国産業の充実、発展が望まれている現在、経営管理の充実を期する意味で『原価計算基準』の再検討は当面の課題であると考えます。」と書かれている。このような経営管理面を強化すべしという主張は、ある時期まで、原価計算研究者に共通してみられた考えであったかと思われる。

しかしながら、今日では、無理に「原価計算基準」に経営管理的要素を盛り込むよりも財務諸表作成の側面に純化した基準を求める考えも強くなっているように思われる。2011（平成23）年に日本会計研究学会第70回大会の統一論題第2会場で出席者（大学教員が約8割を占める）を対象におこなったアンケート調査では、「原価計算基準」を改訂するか、あるいは新しい基準を策定するか、なんらかの新しい基準が必要であるとする人が88.2%と大半を占めるものの、どのような方向に変えていくべきかという点では、さらに経営管理的要素を積極的に盛り込むべきとするグループと、経営管理目的を盛り込むことにそれほど積極的でないグループが拮抗する形となった⁵。

4) 「原価計算基準」の社会的役割

「原価計算基準」は「企業会計原則」の一環として制定されたものであることから、当然のことながら財務諸表の作成が原価計算の第一の目的となっている。しかしながら、「原価計算基準」はそれ以外の場合でも、社会的な役割を果たしている。原価計算の2番目の目的は、価格計算目的である。もともと、1957（昭和32）年4月に企業会計審議会の第4部会が作成した「原価計算基準（仮案）」では、原価計算の目的が、①財務諸表の作成、②経営各層に対する原価資料の提供、③経営計画策定に役立つ原価資料の提供であり、価格計算目的は全く含まれていなかったのである。

この目的が「原価計算基準」に入った理由のひとつに、防衛調達の際の原価計算方式における予定価格の計算への役立ちがあったと指摘されている⁶。このように「原価計算基準」の改正を考える際には、「原価計算基準」が現状果たしている社会的役割についても考慮する

必要がある。

4. 現行「原価計算基準」の問題点

1) 「原価計算基準」が保守的・硬直的に解釈される可能性

「原価計算基準」は、その前文に明示されていないものの、公認会計士が財務諸表の監査を行う場合に従わなければならない基準であることは言うまでもない。

前述の質問票調査およびヒアリング調査にあるとおり、「原価計算基準」には示されていない方法や、「原価計算基準」の原則が実務で行われていないという実態を考慮すれば、監査人が行う適正性の判断に際して、「基準が弾力性をもつものであることへの理解」がなされていると考えることができる。

その一方で、監査人が「原価計算基準」を杓子定規に解釈した結果、財務諸表作成目的の原価計算として、本来、許容されるべき原価計算の手法が否定されているという意見がある⁷⁾。すなわち、現行「原価計算基準」には、監査人が保守的・硬直的に解釈を行うことにより、企業の新たな試みが否定される可能性があるという問題がある。

2) 国家試験・検定試験、原価計算テキストにあたえる影響

「原価計算基準」は、国家試験や検定試験、原価計算のテキストにも大きな影響を与えてきた。わが国における多くの原価計算のテキストは、「原価計算基準」を下敷きにして書かれている。ところが、「原価計算基準」は、「企業会計原則」の一環としての基準であるため、製品の原価を計算したのちは、それを売上原価、期末製品原価、期末仕掛品原価に合計されることが前提とされており、製品ごとに収益と原価を対応させて採算計算を行うことには言及していない。もちろん、収益を各製品に帰属させることは、それほどむずかしいことではないので、製品ごとに原価が集計されれば、製品ごとに収益と原価を対応させて採算計算することまではあと一歩であり、「原価計算基準」に書かれていなくても経営者はそのような採算計算を行っているはずである。しかし、「原価計算基準」に製品ごとの採算計算が言及されていないために、本来経営者がもっとも原価計算に期待しているはずの製品ごとの採算計算への利用が原価計算のテキストでは軽視される傾向がみられるのである。同様の傾向は国家試験にもみられる。

3) 「原価計算基準」成立時に想定されていない環境変化の問題

3-1) サービス業の重要性増加

「原価計算基準」が制定された1960年におけるわが国の国内総生産(GDP)の名目値は19兆円だったのに対し、2014年では500兆円を上回り、実に26倍に増加した。また当時の産業構造は製造業が中心であったが、今日ではサービス産業の割合は、GDPベースで全体の約7割を占めている。ところが「原価計算基準」が主に製造業を想定した基準であるため、サービス業においては必ずしも適合しない部分がある。例えば、「六 原価計算の一般的基準」では、「(一)財務諸表の作成に役立つために、1 原価計算は原価を一定の給付にかかわらせて集計し、製品原価および期間原価を計算する」とあるが、多くのサービス業

では在庫はなく、発生費用はすべて期間費用となる。とは言え、重要な点は期間利益の算定にあるから、製品別計算がなくとも「原価計算基準」と矛盾しないと理解すべきである。また、製造業における原価管理の対象は主に直接費であり変動費である。しかしながら、サービス業の原価構造は製造業のそれとは大きく異なり、費用には材料費がなく、そのほとんどが間接費であり、かつ固定費であるため、新たな原価管理手法やサービスごとの採算計算の必要性が高くなってきている。

3-2) 製造環境の変化

製造業においても、1960年代と比べると、製造環境自体は大きく変化した。当時の製造業は、手作業を中心とした少品種大量生産により「利益」を生み出していた。1970年代以降、顧客ニーズの多様化が進むと、人作業は機械作業に置き換わり、生産方式も中品種中量生産そして多品種少量生産へと変化した。こうした製造環境の変化を支えたのは、FA(Factory automation)でありCAD(Computer Aided Design)である。つまり製造現場にもコンピュータが導入され、製造工程がコンピュータで制御されることが多くなったのである。同時に、生産管理、生産技術、品質管理、情報システムなど間接部門の費用が増大した。こうした変化に対して、人作業による大量生産を中心に作られた「原価計算基準」の弾力的適用が必要になった。

3-3) ITの進展

ここ50年間のITの進展にはめざましいものがある。「原価計算基準」が制定された当時、原価計算作業は人手による集計が中心であった。このため複雑な原価計算には時間がかかるだけでなく、計算に多額の費用がかかった。ところが、ITの進展によりデータ処理の高速化と低コスト化が実現した。そしてITはアプリケーションの領域においても、長足の進歩を遂げている。例えば、ERPの普及により、購買データ、生産管理データ、販売データなどのデータを一元的に管理し、それらが生成する業務データを手作業での仕訳入力をすることなくリアルタイムで会計データに自動変換できるようになった。さらに、先端工場においては製造実行システム(MES)の普及によって、原価計算に必要な作業工程におけるさまざまな実績データが容易に収集できるようになった。そしてこれらのデータはBIツールによって適切に分析、加工され、現場作業員、中間管理者、トップマネジメントに報告されている。こうした状況に対応するために、「原価計算基準」をどのように解釈し適用するかが喫緊の課題となっている。

3-4) 会計制度の変化

1990年代以降、わが国の会計制度は大きく変化した。IFRSとのコンバージェンスにより、「企業会計原則」は、企業会計基準により上書きされてきた。IFRSの選択適用が可能になった現在、「原価計算基準」とIFRSの調整をどうするのかという問題が生じている。

例えば、IAS第2号「棚卸資産」では、製造間接費を固定費と変動費に分け、固定費は正常生産能力に基づいて配賦し、配賦差異についても有利差異と不利差異に分けて処理す

ると規定されている (IAS 第 2 号 12・13)。わが国の製造間接費計算の実務は、単一基準配賦法が一般的であり、配賦率算定の基礎となる基準操業度には予定操業度を採用している企業が圧倒的に多くなっている⁸。他方、配賦差異の処理について「原価計算基準」は、有利・不利にかかわらず一括して売上原価に賦課することを原則としている(「原価計算基準」47(1)1)。⁹

また、セグメント会計については、各事業セグメントの純損益・資産・負債への配分基準については「合理的な基準」(IFRS 第 8 号「事業セグメント」25、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」23)によるとされており、直課できない営業費用については「合理的な配賦基準」や「製造原価計算における部門共通費の配賦」に準じて行われる(会計制度委員会報告第 1 号「セグメント情報の開示に関する会計手法」解説 12(2))とされている。そしてそれらの計算はマネジメント・アプローチに基づいて行われるため、場合によっては経営者の意図的・政策的な判断によって配賦計算が恣意的に歪められてしまう恐れがある。実際に、わが国における本社費の配賦は売上高基準という負担能力基準で行なわれる場合が多く¹⁰、望ましい配賦基準とされる因果基準や価値移転基準になっていないのが現状である。

5. 「原価計算基準」解釈指針の提案

1) 「原価計算基準」解釈指針の必要性

「原価計算基準」は、「企業会計原則」を補完する基準であるという制約のなかにおいても可能なかぎり経営管理的視点も取り入れようとした基準であり、経営管理的要素を取り入れることに反対する勢力との調整、税務当局との調整に多大な時間を要して策定された労作である。また「原価計算基準」は、けっして原価計算の手続を強制するものでない。そのことは、前文に「弾力性をもつものである」と記されていることより明らかである。それにもかかわらず一部に「原価計算基準」について硬直的な解釈が行われる現状にかんがみ、「原価計算基準」制定当時に想定されていた「弾力性をもつものである」という理解をここで再度確認する必要があると思われる。あわせて、「原価計算基準」が制定された当時との、産業構造の変化、製造環境の変化、IT 技術の進歩、会計制度の変化をふまえて、今日「原価計算基準」をどのように位置づけ、解釈すべきか、何を補完すべきかについて、明らかにする必要がある。

2) 「原価計算基準」の基本的性格の明確化

「原価計算基準」は、けっして原価計算の手続を強制するものではない。「原価計算基準」に書かれていることは例示であり、そこに書いていない原価計算手続も排除するものでない。そのような「原価計算基準」の基本的性格について確認することが必要である。

3) 許容されるべき新しいタイプの原価計算システム

「原価計算基準」に書かれている原価計算手続が例示であり、弾力性をもつものであるという理解にたつならば、「原価計算基準」に書かれていないからといって、そのことだけで「原

価計算基準」制定後に登場した原価計算の方法や企業が独自に工夫した方法を排除すべきではないと考える¹¹。ただし、どのような原価計算手続であっても許容されるということではなく、より合理的な製品原価を計算しようとする試みについては、たとえ「原価計算基準」に記されている方法と異なっても監査上否定すべきではないということである。たとえば活動基準原価計算は、より合理的な製品原価の計算を目指す試みであり、否定すべきものではない。また多くの企業で実践されている見積原価を積み上げるタイプの原価計算も差異の調整を行うならば、監査上否定されるべきではないと考える。

4) 原価・収益計算基準への拡張

会計制度の変化により、セグメントごとの収益や利益が要求されるようになってきた。かつては、製品原価を正確に計算しても、製品ごとの採算が開示の直接的対象ではなかった。企業全体での収益、企業全体での売上原価、期末製品原価、期末仕掛品原価が求められていたにすぎない。今日では、製品ごとの収益、売上原価が必要であり、その意味で収益の製品ごとの把握もまた重要である。「原価計算基準」は「原価・収益計算基準」へと拡張される必要がある。製品ごとの収益の帰属は、原価の製品ごとへの帰属に比べれば容易であるが、複数の製品およびサービスが結合して収益が生じる場合もあり、収益配分の基準についても考慮すべき点がある。

5) 間接費配賦基準にたいする指針

従来、製造間接費の配賦は、適当な基準によるとしか書かれていなかった。しかしながら、上記4)の通りセグメントごとの収益や利益が要求されていることを考慮すれば、製品ごと、サービスごとの利益が重要であるため間接費の配賦は今まで以上に重要である。これは製造間接費だけでなく販売費や一般管理費等の配賦も含むものであり、間接費の配賦についての指針が示されることが必要であると思われる。「原価計算基準（仮案）」では販売費及び一般管理費の配賦への言及があり、それらを含めて製品別・地域別の損益を把握することが構想されていた。

米国においては国防契約にあたって適用が強制されている CAS (Cost Accounting Standards) が制定されており、本社費 (403 号)、販売費及び一般管理費 (410 号)、研究開発費 (420 号) について詳細な配賦基準例が示されている。間接費の配賦の指針は、このような具体的な内容を伴うことが望ましい。

6. 結

「原価計算基準」が成立した当時と現在では、産業構造、製造環境、IT 環境、会計制度に大きな変化があった。それを踏まえれば、「原価計算基準」の改訂という問題は当然考えていかなければならない問題である。しかしながら、たびたび「原価計算基準」の改訂が議論されてきたにもかかわらず、今日まで改訂にいたらなかったという事実も無視することはできない。「原価計算基準」は、「企業会計原則」を補完する基準であるという制約のなかで可能なかぎり経営管理的視点もとりいれようとした基準であり、経営管理的要素をとり入れるこ

とに反対する勢力との微妙なバランスのうえに成立したものであった。そのような、「原価計算基準」の成立経緯のなかにすでに、後年おこる「原価計算基準」の改訂要求の原因が内包されていたといえる。そしてそのような成立事情自体が、「原価計算基準」の改訂を難しくしてきたともいえる。このような事実を踏まえると、改訂という姿勢にこだわるかぎり、一歩も前に進むことができないということが容易に予想されることである。

将来的には改訂という道があるとしても、まず一歩を踏み出すためには、現実的な方法を探る必要がある。まず、現在の「原価計算基準」をどのように位置づけるべきかを明確にして、その本文をいかしつつ、その現代的解釈を示すことが必要ではないかと考える。「原価計算基準」の前文においては、「原価計算基準」が「弾力性をもつもの」であることが明記されており、原価計算の方法を拘束しない配慮もなされていた。しかししばしばその事実が見過ごされる場合がある。「原価計算基準」はけっして実務を拘束するものではないという原点を明確にしたうえで、現代の環境にあわせて「原価計算基準」の解釈をしめす必要がある。「原価計算基準」を改訂したり、あらたに原価計算の基準を策定したりするという選択肢のほか、しかるべきところが、現行の「原価計算基準」の解釈を示すとともに、足りない部分を補完する解釈指針を示すという選択肢もありうるし、それが「原価計算基準」の将来的な改訂への現実的な最初の一步になりうると思う。ここで、しかるべきところとは、企業会計審議会がふさわしいと思われる。

「原価計算基準」を考える会

諸井勝之助

尾畑 裕

高橋 史安

清水 孝

本間 正人

林 總

篠宮 雅明

山本 宣明

(注記)

- 1 これらの実態調査の詳細および解釈については、清水孝・小林啓孝・伊藤嘉博・山本浩二「わが国原価計算実務に関する調査」『企業会計』第 63 巻第 8 号～10 号、2011 年および清水孝『現場で使える原価計算』中央経済社、2014 年を参照されたい。
- 2 高橋史安「製造業原価計算における『レレバンス・ロスト』の研究」『商学研究』第 30 号、2014 年、149 頁。
- 3 1985 年・2002 年・2012 年の各調査結果については、下記の文献を参照のこと。
 - ① 1985 年調査：日本大学商学部会計学研究所原価計算研究会「経営原価計算に関する調査」『会計学研究』第 3 号、1988 年、97 頁。

- ② 2002年調査：日本大学商学部会計学研究所 MARP2002 「原価計算・管理会計実践のデータベース化への調査研究」『会計学研究』第17号、2004年、190頁。
- ③ 2012年調査：日本大学商学部会計学研究所 MARP2012 『原価計算・管理会計実践のデータベース化への調査研究2011 - 2012』のアンケート調査データ集『商学研究』第30号、2014年、198頁。
- 4 清水孝・小林啓孝・伊藤嘉博・山本浩二「わが国原価計算実務に関する調査（第1回）：原価計算総論と費目別原価計算」『企業会計』第63巻第8号、2011年、74頁。
- 5 尾畑裕「原価計算基準から原価・収益計算基準へ」『會計』第181巻第2号、2012年、1-15頁。
- 6 黒沢清他「原価計算基準の研究（座談会）」『産業経理』第22巻第2号、1962年、173頁。
- 7 高橋史安「第3章『原価計算基準』とABC」『ABCとABMの理論および実践の研究』第2年度最終報告、日本会計研究学会特別委員会、1999年、30-38頁。
- 8 高橋史安「原価計算基準の課題」『會計』第181巻第2号、2012年、190頁。
- 9 これらは先述3の1)で示した原価計算実務の現状とも関連づけて検討する必要がある。
- 10 日本大学商学部会計学研究所 MARP2012 『原価計算・管理会計実践のデータベース化への調査研究2011 - 2012』のアンケート調査データ集『商学研究』第30号、2014年、193頁。
- 11 もっともカレントな調達価格、もっともカレントな生産効率を前提に合成した見積原価を使うスナップショット・コストイングのような方法も排除されるべきではないと考える。スナップショット・コストイングについては、尾畑裕「スナップショット・コストイングの展開」『商学論纂』第55巻4号、2014年、1-20頁参照。